GPA(Grade Point Average)に関する規程

（目　的）

第１条　この規程は、辻調理師専門学校（以下「本校」という。）における履修科目の成績評価指標となる Grade Point Average（以下「GPA」という。)に関して、その取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

（定　義）

第２条　GPA とは、教科科目の成績評価に対応して、４～０の Grade Point（以下「GP」という。）を付与して算出する１単位当たりの GP 平均値をいう。

（評　価）

第３条　本校における成績評価及び GP は、下表のとおりとする。なお、成績評価については、本校学則施行細則第９条の学業成績の評価にて定めるとおりとする。

成績評価と GP の対応表

成績評価	点数	合否	GP
秀	９０点以上、１００点	合格	4
優	８０点以上、９０点未満	合格	3
良	７０点以上、８０点未満	合格	2
可	６０点以上、７０点未満	合格	1
不可	６０点未満（非受験含む）	不合格	0

（GPA と算出方法）

第４条　GPA は、教科科目の成績評価に係る GP に当該教科科目の単位数を乗じて得た数値の総和を履修した教科科目の総単位数で除して得た計算値をいう。計算値は、小数点以下第３位を（切り捨てて）第２位までを表記する。

２　本校における GPA の算出は、学年末の総合評価に対して行う。

３　複数学年の累積を求める場合には、必要とする学年に対して算出する。

（GPA 対象科目）

第５条　GPA の対象科目は本校学則別表１に定める教科科目とし、年度末の成績確定日をもって算出する。ただし、履修登録をした科目であっても所定の手続きを得てその取り消しを行った場合は、GPA の対象科目としない。

（GPA の通知）

第６条　GPA の学生または保証人への通知は、学年末に行う。

（GPA の取扱い）

第７条　GPA に関わる評価及び管理は成績管理者において行い、厳正なる管理のもと、教育及び研究に関わる教員の共有により教育内容等の改善に用いるものとする。

附　則

１　この規程は、令和５年２月１日から施行する。

２　この規程は、令和５年２月１日において在籍している者についても、当該年度の成績評価より適用する。

附　則

この規程は、令和８年４月１日から施行する。（一部改正）